

桜の聖母短期大学障がい学生支援ガイドライン

1. 支援範囲

桜の聖母短期大学(以下「本学」という。)が行う支援の範囲は、本学に在籍する学生及び入学予定者(各種入試合格者)に対し障がいを理由とする差別を行わず、他の在籍生との均衡を失わない範囲で必要とされるものとします。本学における合理的配慮としての支援の範囲は、入学から卒業までの修学及び進路・就職等に関する次の事項とします。

- (1) 学生生活に関する支援
- (2) 教育に関する支援
- (3) キャリア支援
- (4) その他必要と思われる支援

2. 支援体制

学生支援部は、学務部、学科・専攻(授業担当教員含)、アドミッションセンター、カウンセラー、健康管理室等と緊密に連携し、障がいのある学生への支援体制を整えます。

また、障がいのある学生の支援に関する総合窓口を学生支援部に設け、障がいのある学生の各相談、対応(入学前相談、障がいのある学生への具体的な支援・相談対応、障がいのある学生の学生生活環境整備等)について、関係部署及び教職員並びに支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行い、障がいのある学生の支援に関わる全学的な取組みを推進します。

3. 学生生活に関する支援

本学では、スロープ、エレベータ、多目的トイレの設置をしています。障がいのある学生が学生生活を送るうえで困難なことがあれば、学生支援部が相談窓口として対応します。障がいの内容と程度に応じて、次のような学生生活の支援を行います。

- (1) 施設利用に関する支援
- (2) 学内外行事の座席配慮

4. 教育に関する支援

障がいの内容と程度に応じて、次のような教育支援を配慮します。

- (1) 個別の授業担当教員に「配慮依頼文書」(関係学科、専攻作成)を配付及び情報の共有
- (2) 履修及び事務手続きにおける配慮
- (3) 定期試験の配慮(時間延長・別紙受験等)
- (4) 教室・座席の配慮
- (5) 教材の拡大
- (6) その他、関係学科、専攻及び学務部委員会が必要と判断する配慮

5. 就職に関する支援

キャリア支援センターでは、キャリア支援や就職支援を行っており、キャリア形成促進のためのセミナーを開催しています。また、外部の支援機関(特にハローワーク「障害者専門窓口」)等と連携し、就職に関する情報提供や相談をおこないます。

6. 支援の範囲に含まれない事項

次の事項は支援の範囲に含まれません。

- (1) 教育内容・方法の緩和
- ① 教育の目的・内容・方法及び評価の本質的変更
- ② 試験やレポート課題の免除
- ③ 科目の合格基準の緩和、及び出席日数の緩和

④ 卒業認定基準や卒業要件の緩和

(2) 過重な負担を伴う支援

文部科学省『障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』の過重な負担の基本的考え方に則し、財政面・体制面等で「過度な負担」がかかると判断されたものは支援の範囲に含めません。

① 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)

② 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

③ 費用・負担の程度

④ 事務・事業規模

⑤ 財政・財務状況

(3) 大学教育及び事業に付属しない個別的な生活に関する支援

① 生活支援及び介助(ノートテイクを含む)

② 排尿・食事の身体的介助

③ アルバイト・学外サークル・個人的な学習等の支援及び介助

④ 登下校時の送り迎え

7. 不服申し立て

このガイドラインにしたがって行う支援方法等について、障がい学生、保証人、担当科目の教員及び職員において疑義や不服申し立てがある場合には、学生支援部を窓口とし、関係部署並びに関係者と協議をして解決します。

8. 研修及び啓発

(1) 桜の聖母短期大学は、教職員に対して障がいを理由とする差別の解消と障がい特性についての理解の促進とを目的に、必要な研修・啓発を行うものとします。

(2) 桜の聖母短期大学は、新たに教職員になった者に対して、障がいを理由とする差別の解消等に関する基本的な事項について理解させるための研修を行うものとします。

9. 問合せ先

桜の聖母短期大学 学生支援部

電話 024-534-7137 (代表)

附 則

1 このガイドラインは、令和4年12月1日から施行する。